

## コロナ感染症に伴う今後の対応

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日付け 季節性インフルエンザなどと同じ「第5類」の取扱いに移行されました。今後、法律に基づいた外出自粛要請などが無くなり、感染対策は個人の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関での患者の受入れを目指すなど、3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。また、これまで無料にしてきた医療費の窓口負担分については検査や外来診療の費用などが自己負担に見直されます。

一方で、今後も流行を繰り返すことが予測されることから、厚生労働省は感染した後の療養期間の目安として、発症翌日から5日間は外出を控えることが推奨されるとする考え方を示しています。

そこで、赤石寮としても「個人の判断」と国が示す状況のなか、第9波で再び集団感染を起こさないよう「持ち込まない対策」に努めてまいります。そして、事業所が企画する行事は、外部を招かずに行い、地域の医療機関や他施設の状況を見ながら徐々に緩和へと進めます事をご理解いただきますようお願いいたします。

## 面会室の活用（7/1直接面会開始）

窓越し面会では、マスクを外しお互いの顔が見ることが出来ました。しかしながら、反射による見づらさもあり「会えた」という満足度が薄かったように感じます。「直接、会いたい」「直接面会はいつから？」などの期待高まるお声に、予防の継続がありますが直接面会を7/1から実施いたします。つきましては、面会に当たっての注意事項（別紙）を遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、**再び感染拡大の兆候が見られましたら、予告なしに窓越し面会に切り替えます事をご了承ください。**



## 介護保険負担限度額認定証 更新について

介護保険負担限度額認定証につきましては、  
7月末で有効期限が切れます。

各市町村から申請書が届いた方（該当者のみ）  
については、各ご家庭に送付しますので、必要事項  
を記入の上、**各市町村まで提出をお願いします。**

なお、介護保険負担限度額認定証が交付されると、  
1年間は食費代、居室代の負担が軽減されます。

1日当り	食費	多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	320円
第2段階	390円	370円	420円
第3段階①	650円	370円	820円
第3段階②	1,360円	370円	820円
非該当	1,600円	855円	1,171円

## 新型コロナワクチン追加接種（5又は6回目接種）の実施について

新型コロナワクチン追加接種（5回又は6回目接種）の実施について、第5類の取扱いとなりましたコロナウイルス感染症ですが、初回接種者を除く高齢者、基礎疾患のある方、介護従事者等の感染リスクが高い方に、**赤石寮では新型コロナワクチン接種の実施、接種機会の提供を目的に実施をします。**

接種医療機関 阿南病院嘱託医による接種となります。

接種日程 ①7月4日 ②7月18日 2班に分かれて実施します。

### 行事あれこれ

